

キャンペーンの対象となる旅行・宿泊プラン

キャンペーンの対象となる宿泊・日帰りプランは、以下の条件とする。

- (1) プラン名称に本キャンペーン名「大阪いらっしやい2021」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。

※各種利用券付プランを設定する場合

当該利用店舗が「クーポン加盟店舗」であり、付与する利用券が「旅行期間中のみ有効」、「換金性が無い場合」に制限できる場合のみ設定可能とする。

なお、各種利用券が「自店のみ」、「自店・他店共通」、「他店のみ」、いずれの場合においても、付与可能な上限額は、宿泊代金から割引額とクーポン付与額を差し引いた金額を上回らない金額とする。また、各種特典を付与した後、宿泊や旅行代金が「実質無料」や「ゼロ円以下」を謳うことは不可とする。

※詳細は消費者庁サイト内 FAQ 参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/faq/premium/

※クーポン加盟店舗一覧については本キャンペーンサイト参照

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/merchant/>

- (2) OTA (※) による宿泊又は日帰りプランの予約は「現地決済プラン」のみ対象とする。

※OTA とは、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- (3) 一人当たりの旅行代金として設定できるプランであること。

※割引前と割引後の旅行代金を明確に記載すること。

- (4) 旅行プランの条件

①宿泊付きプラン

- ・大阪府内の本キャンペーンに参加している宿泊施設を利用するプランであること。
(参画宿泊施設については本キャンペーンサイト参照)
- ・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外を含まない旅行行程であること。
- ・2連泊で宿泊地が異なる府県となる場合は、宿泊地が大阪府内の部分のみキャンペーンの対象とする (ただし交通手段を含む旅行など旅行代金を明確に分割できない場合は対象外とする)。
- ・一人一泊当たり 3,000 円(税込)以上のプランであること。
- ・2連泊までを対象とする。

※下記は対象外とする

(例1) 2月1日1泊(Aホテル) + 2月2日1泊(Bホテル) + 2月3日1泊(Cホテル) の場合は、いずれか2泊のみキャンペーン対象となり、残りの1泊は対象外。

(例2) 2月1日~2日の2泊(Aホテル) + 2月3日~4日の2泊(Bホテル) の場合は A ホテルまたは B ホテルのいずれかの予約が対象外。

②日帰り周遊プラン

- ・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外を含まない旅行行程であること。
- ・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県発着で、大阪府を主たる目的地とした旅行であること。
- ・一人当たり 3,000 円 (税込) 以上のプランであること。

- (5) 販売元 (OTA 含む) が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引の利用が予め確認ができる場合、その割引適用後の旅行宿泊代金を本キャンペーンの対象基準金額とする。

- (6) キャンペーン対象となるプランについては、同一日に複数回の利用は不可とする。

- (7) 風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合は、その施設をプランに利用することができる。
- (8) 宿泊事業者が造成する日帰りプランの場合は、客室の時間貸しのみのプランや食事のみのプランは不可とするが、客室の時間貸しと昼食を組み合わせるなどした複合手配のプランは対象とする。
- (9) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅館業法などの法令や公序良俗に反しないもの。
- (10) 宿泊（利用）代金に含められないもの
- ① 換金性の高いものを含むプラン
金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など）
 - ② 宿泊（利用）当日に発生する追加手配に伴う代金
 - ③ その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの
※ガイドラインに関して、具体的には以下のような場合をいう。
 - ・観光を主たる目的としていないもの
 - ・感染拡大防止の観点から問題があるもの
 - ・商品に含まれるサービス内容が、宿泊代金を上回り、かつ社会通念上適当であると認められないもの